

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 保険医及び保険薬剤師の登録
- 肥料の登録
- 肥料の登録の失効
- 肥料登録の有効期間の更新
- 豚の移入禁止
- 牛の結核等の検査
- 土地改良区の役員就任及び退任
- 建設業者の登録
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 告示

鳥取県告示第八十八号  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により、次のように保険医保険薬剤師の登録をしたので、保険医療養機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十七年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号	登 録 日
伊藤 慈秀	米子市博労町一丁目一〇二四	鳥医八九七	昭和三十七年一月二十五日
稲田 憲文	米子市西町二四	鳥薬一三四	〃

### 鳥取県告示第八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十七年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量			生産業者の住所氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県 第三三二号	赤碕麦追肥用 複合	一四・五	一・五二	一・五	東伯郡赤碕町字赤碕一、五四六 赤碕農業協同組合 組合長理事 前田 豊秋

鳥取県告示第九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したの

で、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十七年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量			生産業者の住所氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県 第二九一号	北条粒状複合肥 料ぶどう一号	六・八	五・六	八・〇	東伯郡北条町字弓原三四七の六 下北条農業協同組合 組合長理事 根 鈴 雄
第二九二号	北条粒状複合肥 料長芋一号	八・〇	五・四	八・三	東伯郡羽合町字長瀬一、一五九
第二九三号	長瀬桑複合一号	一〇・六	五・二	二・五	

第二九四号	長瀬桑複合二号	九・四	五・二	五・〇	長瀬農業協同組合 組合長理事 椿 徳
第三〇一号	赤碕水稻複合一号	九・四	八・〇	一〇・八	東伯郡赤碕町字赤碕一五四八 赤碕農業協同組合 組合長理事 前田 豊秋

鳥取県告示第九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二号の規定により、肥料登録の有効期間を更新した

ので、同法第十六条第一号の規定により告示する。

昭和三十七年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量			生産業者の住所氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県 第二二九号	中山水稻複合二号	七・〇	八・〇	六・〇	西伯郡中山町字下甲二九〇 下中山農業協同組合 組合長理事 前野 茂樹
第二九五号	以西水稻複合一号	八・五	八・〇	九・五	東伯郡赤碕町字高岡四七一 以西農業協同組合 組合長理事 牧 田 収
第二九六号	亀谷水稻複合一号	一〇・一	六・一	一三・一	東伯郡大栄町字亀谷一八〇 栄農業協同組合 組合長理事 長谷川 国藏
第二九七号	二号	七・八	五・二	一一・〇	東伯郡大栄町字亀谷一八〇 栄農業協同組合 組合長理事 長谷川 国藏





登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (と)第四〇六号	昭三六、一二、一六	沢田組	東伯郡赤碕町出上	沢田 徳一	土木一式工事
七六〇三号	〃	一四近藤組	日野郡日南町新屋	近藤 郷伸	土木工事
第六一〇号	〃三七、一、七	共栄建設(有)	西伯郡大山町坊領	森 晃	土木一式工事
第一二八号	〃三六、一二、二一	(株)河津工務店	米子市道笑町二丁目	河津 乙松	土木一式工事 建築一式工事
第六〇二号	〃	一四前島組	東伯郡東郷町田畑	前島 重藏	土木一式工事
第四八五号	〃	二四山田建設(有)	八頭郡河原町八日市	山田 茂	〃

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和三十七年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年二月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義

- 一 日 時 昭和三十七年二月十五日 午前十一時
- 二 場 所 鳥取市自治会館
- 三 協議事項

- 1 昭和三十六年度一般選挙管理表彰(個人)の推薦について
- 2 公明選挙に関する世論調査の実施について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定〕一部月極一二〇円(配達料共) 所 県